

第二中学校区に小・中一貫教育校 「にしみたか学園」 (第二小学校、井口小学校、第二中学校) が開園しました



「にしみたか学園」の開園式
小・中一貫教育校「にしみたか学園」の開園式が、4月5日(水)午前10時から第二中学校の体育館で行われました。開園式には、在校生代表として、第二小学校、井口小学校の6年生と第二中学校の3年生、来賓など約650人が出席しました。大領せい子学園長(第二中学校長)からの「にしみたか学園」の教育活動の充実と推進に向けた力強いあいさつで始まり、児童・生徒の代表3人がそれぞれ小・中一貫教育校への期待や思いを述べ、小・中一貫教育校がスタートしました。

「にしみたか学園」では、「コミュニティ・スクール」を基盤として義務教育9年間の一貫カリキュラムを通して、学校と地域が一体となって教育活動を推進してまいります。

1 今後の取り組みについて
学園での今後の取り組みについて
1 学園運営について
小・中一貫教育校としての教育課程における実践活動に順次取り組んでいきます。

小学校と小学校、小学校と中学校の児童・生徒が、学校行事や部活動などを通して人間関係が互いに深まるような交流活動を行います。また、小・中学校の教員が互いに情報交換し、学びあうために、授業交流や合同研究会を積極的に進めます。

2 小・中一貫カリキュラムについて
平成17年度に教育委員会で作成した「英語」「社会」「理科」「算数・数学」「英語」「生き方・進路指導」の小・中

三鷹市文化財保護条例を全部改正しました

昭和47年に制定しました三鷹市文化財保護条例を全部改正し、平成18年4月1日から施行しました。産業・社会構造や市民の意識の変化に伴い、保護対象の拡大と保護手法の多様化を図るために、文化財保護法が昨年一部改正となりました。その改正趣旨を条例に反映するため、さらには、三鷹自治基本条例の理念に基づき、保存と活用を市民との協働により行うことを明記するために、全部改正したものです。

1 文化財保護法に基づく改正
種別など条例全体を現行の文化財保護法の体系に基づき整理し、法との整合性を図りました。
文化財専門委員の設置に関する条例を廃止し、文化財保護法を根拠とした文化財保護審議会を本条例に位置付けました。

2 文化財保護法の一部改正の趣旨に基づく改正
広く地域文化財の保存と活用を図るため、登録文化財の制度を創設しました。



三鷹市山本有三記念館(山本有三氏旧宅)(三鷹市指定有形文化財)

3 三鷹市独自の改正
市指定文化財だけのための条例ではなく、市内文化財全体の保存および活用を直接の目的としました。
市の責務と市民などの責務を定め、市民との協働を明記しました。
事業者の役割を明記しました。

教育委員会および市では、新たな条例に基づき、貴重な地域の文化財の保存および学校教育や生涯学習の場における活用を積極的に図っていくとともに、そのための新たな仕組みを、市民のみなさんとの協働により作ってまいります。

生涯学習課 ☎内線3314

東台小学児童保育所が 学校内に開所しました

東台小学校から離れたところにあった東台小学児童保育所を学校の敷地内に移設し、学童保育所に通う児童の安全の向上を図るとともに、定員を40人から80人に増やしました。

平成18年3月25日には、市長、議長、教育長、学校長、父母と教師の会や地域の団体、学童保育所保護者会のみなさんが一堂に会し、施設の内覧会・開所式を行いました。

新たに建設された学童保育所を拠点として児童の健全育成に向けて取り組んでいきます。

生涯学習課 ☎内線3316

「みたか生涯学習ガイドブック 団体・サークル情報2006」をこのほど発行しましたので、ご活用ください。

このガイドブックは、市民が「いつでもどこでも」学ぶことができるよう平成17年5月に策定した「みたか生涯学習プラン2010(三鷹市生涯学習計画)」に基づいて、さまざまな生涯学習活動をされている団体・サークルの情報の提供を中心に掲載しています。

平和・人権・自治、安全・生活環境、健康・福祉、教育・子育て、文化・芸術、スポーツなどジャンル別に分けて団体・サークルを掲載しています。市内施設を利用して活動するグループの紹介のほか、児童青少年の育成に取り組む団体や、関連施設も掲載しています。

なお、平成17年度より発行の「みたか生涯学習事業情報(イベント・講座など)」は、今年度から、年4回(4月・7月・10月・1月)の発行をします。あわせてご活用ください。

どちらも、市ホームページにも掲載しています。

配布場所
市政資料室(市役所2階)、生涯学習課(教育センター2階)、図書館、社会教育館、スポーツ振興課(第二体育館)、各コミュニティ・センター。

生涯学習課 ☎内線3316



一貫カリキュラムをもとに教育活動を進めていきます。その学習効果などについて、児童・生徒の実態を把握するため、学習達成度調査や学習に関する意識調査、体力調査、保護者の意識調査などを継続して行います。

あわせて、カリキュラム作成にかかわった学識経験者から、児童・生徒の実態を踏まえたカリキュラム改善の助言を得ながら、検証して改善につなげていきます。

また、教育委員会では今年度中に「音楽」「図画工作」「美術」「体育」「保健」「家庭」「技術」「家庭」「地域(三鷹)学習」「IT学習情報教育」について一貫カリキュラムを作成します。

3 コミュニティ・スクールについて
第一中学校区のコミュニティ・スク

ールとしての取り組みについては、平成19年度に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づく「学校運営協議会」を設置するために、平成18年度はその前段階の取り組みとして、これまでの機能をより拡充した「学校運営連絡会」を設置します。

4 検証組織の設置について
小・中一貫教育校の実践を検証するため、教育委員会事務局に「三鷹市立小・中一貫教育校検証委員会(仮称)」を設置し、学校運営、一貫カリキュラム、コミュニティ・スクールの実践について、上半期、下半期ごとに現状把握を行い、その成果、課題、改善方法などを向こう3年間にわたって検討します。

生涯学習課 ☎内線3245

屋内プールは休場しております

昨年実施したアスベスト調査の結果、第一体育館地下1階変電設備室などに「飛散状況にない吹き付けアスベスト」が確認され、現在除去工事を実施しているため屋内プールは休場しております。

工事期間 4月1日(中)～5月15日(月)(予定)

*併設の競技場・トレーニング室・弓道場は通常どおり利用できます。

なお、工事の実施によりボイラーが停止しますので、更衣室のシャワーの温水が出ませんのでご了承ください。

生涯学習課 ☎内線3327

三鷹市立小・中学校給食のあり方検討委員会の報告書が市のホームページでご覧になれます

三鷹市立小・中学校給食のあり方検討委員会の検討結果を報告書にまとめ、市のホームページに掲載していただきます。報告書は、学務課(教育センター1階)でも閲覧できます。

報告書では、学校内にある給食室で調理する「自校方式」を堅持し、「食育の推進」「給食内容の充実」「安全・衛生管理の徹底」により学校給食の質の充実を図るとともに、これまで以上に効率化を図るために給食調理業務の民間委託を進める必要があるとしています。また、献立作成や材料の発注、でき上がった給食の検査などは学校栄養職員および校長が責任を持って行い、民間委託する業務の範囲は、調理作業、洗浄作業などに限定して行うべきとしています。

教育委員会では、この報告書を受けて、保護者や市民のみなさんから幅広くご意見を聴きながら、平成18年度前半に実施方針を定めてまいります。

学務課 ☎内線3238

<http://www.city.mitaka.tokyo.jp>

総合教育相談窓口の設置

～7月から相談窓口が変わります～

教育委員会では、これまでの教育相談、就学相談などを連携させて総合教育相談窓口を設置し、教育・心理・発達・就学などの相談にかかわるより適切な支援を、組織的に一元的に行ってまいります。最近の相談は多様化しており、不登校、学校不適應、子どもの発達上などの問題に学校での人間関係や家庭の問題、学習上での悩みなどが複雑に絡んでいる場合が多くなっています。個々の相談機能を有機的に捉え、この総合教育相談窓口は就学前からの相談にも対応し、学校だけでなく福祉、医療など関係機関との連携を迅速かつ適切に行い解決を図ってまいります。

4～6月
教育相談室は従来と変わりありません。
☎教育相談直通 ☎47 0110
☎内線3253～3256

就学相談室は場所が教育センター3階に移りました。
☎内線3258、3259

7月から
教育センター2階に移り総合教育相談窓口として本格的に業務を行います。くわしくは、改めてお知らせします。